

平成 23 年 10 月 26 日

三重県監査委員

平成 23 年度定期監査の結果について（概要版）

1 事項

平成 23 年度定期監査の結果について
（監査対象年度 平成 22 年度）

2 監査の実施箇所

平成 23 年度監査は、18 部局等を監査単位とし、部局長等に対して総括本監査を行いました。

また、総括本監査に先立ち、監査単位を構成する本庁各分野等及び地域機関の計 231 箇所について箇所別の監査を行いました。

〔監査実施箇所数〕

区 分	対象箇所数	委 員 監 査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
部 局 等	4 9	4 7	2	4 9	0
地域機関	1 8 2	9 0	9 2	1 1 7	6 5
計	2 3 1	1 3 7	9 4	1 6 6	6 5

3 監査の結果

監査の結果、予算の執行、財産の管理等に関する事務及び事業の執行等については、以下のとおり是正・改善を要するもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局等ごとの監査の意見は次のとおりであるので、部局長等においては、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、財務等の執行についての監査は、抽出により行ったものであるが、今回の実地監査対象箇所に限らず全ての部局等についてあてはまるものがあると思料されるため、各部局等にあっては意見のあった事案を参考として、全ての財務事務の執行に留意するとともに、チェック機能を高めて適正な事務執行に努められたい。

① 事業の執行に関し、是正・改善を求める意見数 75 件

② 財務事務の執行に関し、是正・改善を求める意見数 (単位：件)

項 目	収入に関 する事務	支出に関 する事務	人 件 費 に関する 事 務	財産管理等 に関する 事 務	事務管理 体 制	その他の 監査項目	計
意 見 数	19	36	6	30	15	26	132

4 監査結果の意見に対する改善状況の把握

定期監査結果の意見については、23 年度末現在の取組状況について各部局等から報告を求め、改善状況を把握するとともに、引き続き、24 年度の定期監査で検証、確認していきます。

5 財務監査結果の概要

(1) 収入未済

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は、約 131 億 9,908 万円（対前年度比 98.3%）と前年度に比べ約 2 億 3,446 万円減少している。他に、企業会計の収入未済額が約 1 億 6,624 万円（同 87.9%）となっている。

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 平成22年度 発生分	過年度 平成21年度 以前発生分	計
総 務 部	県税	1,878,149,936	4,957,901,552	6,836,051,488
	県税加算金	8,386,878	24,256,367	32,643,245
	その他	18,661	—	18,661
	小 計	1,886,555,475	4,982,157,919	6,868,713,394
生活・文化部	中小企業従業員住宅家屋貸下料	—	43,076,292	43,076,292
	その他	—	278,000	278,000
	小 計	—	43,354,292	43,354,292
健康福祉部	母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入	40,073,526	355,090,756	395,164,282
	生活保護費返還金	12,852,809	69,810,252	82,663,061
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	876,200	58,805,646	59,681,846
	児童措置費負担金等	12,250,218	57,614,076	69,864,294
	児童扶養手当返還金	801,460	18,263,641	19,065,101
	その他	1,036,955	3,374,055	4,411,010
	小 計	67,891,168	562,958,426	630,849,594
環境森林部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	259,554,266	1,646,137,786	1,905,692,052
	林業改善資金貸付金元利収入等	5,900,000	9,542,526	15,442,526
	その他	616,463	1,047,886	1,664,349
	小 計	266,070,729	1,656,728,198	1,922,798,927
農水商工部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	76,751,991	3,150,841,740	3,227,593,731
	農業改良資金償還金収入等	6,488,211	43,388,954	49,877,165
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	4,440,000	27,177,549	31,617,549
	中央卸売市場使用料等	—	6,014,514	6,014,514
	測量談合に係る弁償金	—	83,598,377	83,598,377
	県営サンアリーナ使用料	—	5,396,466	5,396,466
	その他	—	383,668	383,668
	小 計	87,680,202	3,316,801,268	3,404,481,470

[一般会計、特別会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	現年度 平成22年度 発生分	過年度 平成21年度 以前発生分	計
県土整備部	測量談合に係る弁償金	—	99,074,672	99,074,672
	公営住宅使用料	3,118,350	15,518,168	18,636,518
	弁償金（公営住宅関係）	2,783,333	6,674,563	9,457,896
	道路・河川・海岸等使用料	268,572	4,313,829	4,582,401
	岸壁荷揚場その他使用料	72,380	2,462,440	2,534,820
	道路・海岸管理費負担金	2,669,130	29,282	2,698,412
	その他	8,447,422	5,684,176	14,131,598
	小 計	17,359,187	133,757,130	151,116,317
出 納 局	弁償金（損害賠償請求額）	—	21,871,353	21,871,353
	小 計	—	21,871,353	21,871,353
教育委員会	高等学校授業料	—	5,877,533	5,877,533
	高等学校等修学奨学金返還金等	28,040,820	62,348,757	90,389,577
	恩給及び退職年金返還金	—	9,867,287	9,867,287
	その他	94,400	586,781	681,181
	小 計	28,135,220	78,680,358	106,815,578
警 察 本 部	放置違反金	15,549,000	32,682,000	48,231,000
	弁償金（公用車）	—	247,800	247,800
	その他	600,970	—	600,970
	小 計	16,149,970	32,929,800	49,079,770
合 計		2,369,841,951	10,829,238,744	13,199,080,695
(参考) 平成21年度合計		3,116,706,513	10,316,837,340	13,433,543,853

[企業会計]

(単位：円)

箇所名	区 分	平成22年度末 未収金
企業庁	工業用水道料金	636,300
病院事業庁	患者自己負担金	165,610,003
合 計		166,246,303
(参考) 平成21年度末未収金		189,181,889

(2) 業務委託契約

業務委託契約に関する事務については、例年、随意契約を中心に監査を行い、契約手続きの誤りなどについて指摘し、適切な事務処理の徹底を求めているところである。

特命随意契約 340 件、庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約など 271 件を抽出し監査を実施したところ、契約手続きの不備なものや履行確認が不十分なものなど、事務処理を行う中での不注意等による処理誤りがそれぞれ 125 件と 52 件が見受けられた。

また、22 年度監査で新たな監査項目とした「三重県出納局検査要領」に基づく事前検査の実施状況について、事前検査を受けていない契約が特命随意契約や庁舎清掃などの施設維持管理の委託契約などを合わせて 55 件と依然として多く見受けられた。

1 特命随意契約の監査結果

[改善を要する事務処理の件数]

(単位：件)

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報保護規定に関するもの(*4)	履行確認に関するもの(*5)	その他(*6)	計
		随意契約理由に関するもの(*1)	予定価格に関するもの(*2)	出納局事前検査に関するもの	その他(*3)				
政策部	14			1				1 (1)	
総務部	32			4	2	2		2 10 (10)	
生活・文化部	33		2	7	1	3		13 (11)	
健康福祉部	39		6	6	1	3		16 (12)	
環境森林部	20	1	3	2	5	2	1	3 17 (13)	
農水商工部	43	1	2	7	1	1		2 14 (9)	
県土整備部	37		2	9	3	1	1	16 (15)	
病院事業庁	17		1		3		1	5 (4)	
議会事務局	1		1					1 (1)	
教育委員会	76	2	5	15	4	1	2	1 30 (23)	
警察本部	3			1			1	2 (1)	
その他	25							—	
合計	340	4	22	52	20	13	6	8 125 (100)	

(注) 1 部局には関係地域機関を含む。

2 一件の委託契約で、複数項目について指摘したものもある。

3 計欄の () 内は指摘した委託契約の実数。

<事前検査の対象>

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に規定する随意契約により調達（ただし、三重県物件等電子調達システムによる調達を除く）する、予定価格（税込）若しくは執行予定額（税込）が10万円以上の交際費、食糧費、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費 等

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 随意契約の理由が記載されていない 等

(*2) 予定価格調書が作成されていない、予定価格の設定にかかる積算根拠が明確になっていない 等

(*3) 見積依頼文書に見積書提出期限が記載されていない、執行伺い、見積徴収伺いがされていない 等

(*4) 個人情報取扱特記事項が旧基準のものであった、契約書に個人情報保護にかかる規定がない

(*5) 履行完了時の検査結果が記録されていない、業務完了届の添付書類に不備があった 等

(*6) 起案・決裁文書の校合欄に認印がない、再委託承諾について承諾申請がされていない 等

2 施設維持管理委託（清掃、設備保守点検等）、その他の委託の監査結果
 [改善を要する事務処理の件数]

(単位：件)

箇所名	監査件数	契約手続				個人情報保護規定に関するもの(*3)	履行確認に関するもの(*4)	その他(*5)	計
		随意契約理由に関するもの	予定価格に関するもの(*1)	出納局事前検査に関するもの	その他(*2)				
政策部	19		1					1 (1)	
総務部	20						2	2 (2)	
健康福祉部	30		10	2	1	1		14 (6)	
環境森林部	8		1	1			1	3 (3)	
農水商工部	15		2					2 (2)	
企業庁	7						1	1 (1)	
病院事業庁	10					1		1 (1)	
教育委員会	115		7		2		2	21 (17)	
警察本部	30				4		1	7 (6)	
その他	17							—	
合計	271		21	3	7	2	4	52 (39)	

(注)「1 特命随意契約の監査結果」の(注)に同じ。

<改善を要する事務処理の主な事例>

- (*1) 予定価格調書が作成されていない、予定価格の設定にかかる積算根拠が明確になっていない 等
- (*2) 契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった 等
- (*3) 個人情報の取扱いに関する特記事項が添付されていない、個人情報保護責任者等の報告がされていない
- (*4) 収集回収日ごとの検査がされていなかった
- (*5) 再委託承諾について承諾申請がされていない 等

(3) 公共工事

平成 22 年度に入札行為を行った公共工事件数は 1,636 件となっている。

23 年度の工事監査は、事務手続きや継続的に確認を行っている契約変更の手続きなどを中心に 89 件について監査を実施したところ、当初設計の精査不十分などに関するものが 4 件、事務手続きの不備に関するものが 31 件、契約変更手続きの不備に関するものが 3 件、その他の不備に関するものが 1 件など、改善を要するものが 39 件（前年度 26 件）見受けられた。

※ 「公共工事」には、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁が実施した工事を集計している。

〔改善を要する公共工事の事務処理の件数〕

(単位：件)

区 分	監査 件数	当初設計に関 するもの (*1)	事務手続きに 関するもの(*2)	変更手続きに 関するもの(*3)	その他 (*4)	計
平成 22 年度	89	4	31	3	1	39 (34)
(参考) 平成 21 年度	68	3	8	7	8	26 (19)

(注) 一件の工事で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した工事契約の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 当初設計時の積算計上もれ、現地での状況把握が不十分であった 等

(*2) リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていない、工事カルテの登録が遅れてお
り監督員の確認が不十分であった 等

(*3) 設計変更理由書に記載された数量と設計書の数量が異なっていた 等

(*4) 工事後に地元調整に時間を要し、工期を延長していた

(4) 補助金

平成 23 年度監査では、行政監査で県単補助金について監査を実施しており、定期監査においては、行政監査で対象としなかった補助金について 29 件を抽出し、交付要領、交付手続き、履行確認などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、交付先からの提出書類の提出漏れ、提出遅延など交付手続きに関するものが 9 件見受けられた。

〔改善を要する補助金の事務処理の件数〕 (政務調査費除く)

(単位：件)

区 分	監査 件数	交付要領等 に関するもの	交付手続きに 関するもの	履行確認、成果 に関するもの	計
平成 22 年度	29		9		9 (5)

(注) 一件の補助金等で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した補助金の実数。

(5) 事務費の執行

ア 旅費

522 件 (海外出張 4 件を含む) を抽出し、旅行命令、精算手続き、復命書の有無などについて監査を実施した。

このうち、改善を要するものとして、旅行命令書に補助事業名が記載されていないなど旅行命令時の手続きに関するものが 7 件、復命書の記載が不十分など復命書に関するもの 18 件と、合計 25 件 (前年度 70 件) が見受けられた。

[改善を要する旅費の事務処理の件数]

(単位：件)

区 分	監査 件数	旅行命令時の 手続きに関するもの (*1)	精算手続きに 関するもの	復命書に関するもの (*2)	計
本庁部局等	183	1	0	8	9 (9)
地域機関	339	6	0	10	16 (16)
合 計	522	7	0	18	25 (25)
(参考) 平成 21 年度	572	29	25	16	70 (62)

(注) 一件の出張で複数項目を指摘したものもある。計欄の () 内は指摘した出張の実数。

<改善を要する事務処理の主な事例>

(*1) 旅行命令書に補助事業名が記載されていない、事前に旅行命令権者の特別承認がされていない 等

(*2) 復命書の記載が不十分 等

イ 物品等購入の年度末予算執行状況等

支出負担行為起案日を遡及して事務処理を行っている事例や同種の物品等を不必要に分割発注している事例などが見受けられた。

また、消耗品を年度末に購入する比率が高い所属があり、計画的な予算執行とはいえない事例も見受けられた。

(6) 扶養手当等の認定事務等

平成 22 年度から、扶養手当等の認定事務等について、病院事業庁、警察本部を除いて総務部総務事務室での事務処理を行うこととなった。

扶養手当においては所得証明書や住民票等の添付もれなどが、住居手当においては家賃支払証明書類等の添付もれなどが見受けられた。また、通勤手当においては、通勤経路、通勤距離に疑義があるものが見受けられた。また、扶養手当等の認定事務及び事後確認に関して、職員に対する周知徹底が不十分なことによる提出書類の未添付が多かった。

(7) 財産管理等の状況

ア 金品亡失

県有物品の損傷や紛失に係る金品亡失について、今年度監査において、パソコンの損傷や公用携帯電話の損傷・紛失、カメラ・テレビの損傷など職員の不注意に起因するものが見受けられた。

イ 基金

基金については、平成 22 年度末で 39 基金、残高計約 1,054 億 3,209 万円であるが、23 年度監査においては、22 年度中に廃止となった 2 基金(三重県交通災害共済事業基金、離島漁業再生支援交付金事業基金)も含め 41 基金について監査を実施した。

その結果、適切に積み立てられていないものや、活用が図られていないものが見受けられた。

ウ 貸付金

貸付金については、一般会計と特別会計の 29 貸付金を抽出して、監査を実施した。

その結果、未収金対策に関して今後の発生防止や連帯保証人への請求について検討を要するものや、事務手続きに関して貸付事務委託契約における個人情報の保護に関する規定もれが見受けられた。

(8) 事務管理体制

支出事務においては、確認不足による支払金額や支払先の誤りなどが、収入事務においては、収納誤りや現金収納遅延などがあり、不適切な事務処理が見受けられた。

(9) 交通事故

職員による公用車での交通事故については、道路上の事故だけでなく、駐車場において車を移動中に車庫の柱に接触したなどの、職員の不注意による自損事故の発生が見受けられた。また、人身にかかる事故も見受けられた。

(10) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。

本県においては、23 年 9 月 30 日現在、16 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 252 団体存在している。

[所管する法人数] 23. 9. 30 現在 (単位：団体)

箇所名	団体数	箇所名	団体数
政策部	8	環境森林部	13
総務部	3	農水商工部	36
防災危機管理部	3	県土整備部	11
生活・文化部	40	教育委員会	64
健康福祉部	67	警察本部	7
合 計			252

【主な部局等個別意見】

政策部

1 JR名松線の早期運行再開とその後の旅客乗車人数確保

平成21年10月8日の台風18号によりJR名松線が被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間は代行バスによる輸送が続いているなか、JR東海、津市及び県は、独自の調査等を実施し、議論を重ね、23年5月20日付で鉄道による全線復旧に向けた協定の締結に至った。

今後は、1日も早い対策工事の完了による運行再開に取り組むとともに、被災前の名松線の旅客乗車人数が減少の一途であったことも踏まえ、運行再開後の旅客乗車人数確保に向けた取組について、地元津市をはじめとして、県観光関係部局も交えて検討されたい。
(政策部P11)

2 「^{うま}美し国おこし・三重」の推進

平成22年度一万人アンケートで、「美し国おこし・三重」の取組を“あまり知らない”ないしは“知らない”と答えた人は合わせて83.0%であった。これについては、21年度と同アンケートの結果においても、合わせて82.9%であったことを受けて、22年度に積極的に広報等の取組を実施したが、改善が見受けられない状況となっている。

『「美し国おこし・三重」平成23年度実施計画（改訂版）』の目標の一つである「地域への愛着度」に基づき、県民にとって本取組が実感でき、興味を持って参画できるよう、引き続き市町や県関係部局、関係団体が一体となり、周知度を高める等の取組の推進に取り組まれない。

また、若干低下の見られる「パートナーグループの活動充実・満足度」の向上を図り、本取組終了後のパートナーグループの活動の継続化や自立・持続可能な地域づくりに結びつくよう取り組まれない。
(政策部P12)

総務部

1 職員服務規律の徹底

平成22年度の懲戒処分については、前年度の2名から増加し、3名の知事部局職員が、公印の不正使用とその監督責任、および飲酒運転による交通事故で処分されている。

これらの事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、今後とも、その要因を分析し、的確な職員研修の強化・拡充を図ることにより、職員服務規律の徹底に一層厳正に取り組まれない。
(総務部P16)

2 県税の未収金対策

平成22年度における県税等（加算金を含む）の収入未済額は6,868,694,733円であり、前年度に比べて453,859,972円（対前年比93.8%）減少しているものの、依然として多額にのぼっている。

特に、県税の収入未済額のうち 83.8%（前年度 80.6%）が個人県民税の収入未済であり、全体に占める割合も前年度から更に増加しているなど、県税の徴収における大きな課題であるので、引き続き、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、個人住民税の特別徴収加入促進、地方税収確保対策連絡会議等を活用した支援、市町及び一部事務組合三重地方税管理回収機構との連携を図るなど、税収確保に努められたい。

また、他の税目についても引き続き、適切に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、更なる回収に努められたい。（総務部 P16）

防災危機管理部

1 東日本大震災発生に伴う地域防災計画等の見直し

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に広範囲に渡って大規模な被害をもたらした。特に、この地震による津波は、今までの想定をはるかに上回るものであった。

本県においても近い将来に東海・東南海・南海地震の発生可能性があることから、本年 10 月に策定された「緊急地震対策行動計画」に基づいた取組を進めるとともに、東日本大震災を教訓とし、地域防災計画等の地震・津波対策の見直しを引き続き進められたい。

また、東日本大震災では、千葉県等の石油コンビナートにおいて、火災・爆発事故が発生したことから、大規模な石油コンビナートを有する本県においては、石油コンビナート等防災計画等の地震・津波対策についても、見直しを進められたい。

（防災危機管理部 P22）

2 東北地方太平洋沖地震に伴う津波警報発表による対応の検証

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震では、それに伴い発生した津波が三重県沿岸にも達することが予想されたため、沿岸部に津波警報が発表された。

これに対して、関係市町では避難勧告や避難指示を発令したが、避難勧告等対象人数が 324,385 人のところ避難所等に避難した住民は 2,247 人であり、その割合が 0.7% と低かったことから、原因を調査・分析し、今後の津波避難のあり方等について検討されたい。

また、避難にあたっては、地域における自主防災組織等の役割は重要であるので、避難誘導に係る体制整備のためのアドバイスや避難訓練等の支援、避難行動に係る啓発等に取り組まれたい。

（防災危機管理部 P22）

生活・文化部

1 私立学校施設の耐震化

平成 22 年度末において、県内私立学校における昭和 56 年以前建築の建物 110 棟中、耐震化済は 76 棟、耐震診断済は 86 棟であり、耐震化率については 86.4%と公立学校よりも 9.2 ポイント低いものとなっている。

東南海地震をはじめとする大地震の発生が危惧されるなか、児童生徒にとって安全で安心な学校施設という観点から、抜本的な対策である耐震化工事への国庫補助の充実を引き続き要望するとともに、各学校に対して補助制度の活用を呼びかけ、耐震化を早急に進められたい。
(生活・文化部 P25)

2 新博物館の整備

新博物館の整備については、平成 22 年 3 月の県議会において附帯決議が決議され、11 月に建設工事に着手した。その後、新知事体制のもとにおいて検証作業が行われて、整備を進める前提となる 7 つの項目と博物館づくりの 3 つの方向性が示され、これに基づき整備を進めていくこととなった。

整備を進めるにあたっては、県議会における附帯決議に的確に対応するとともに、新博物館を整備する前提となる 7 項目について、示された工程表に基づき着実にその具体化を図られたい。

また、新たに加えられた 3 つの方向性の実現のために、具体的な博物館活動や運営等について、企業等も加えた多様な主体と連携しながら取り組まれたい。

(生活・文化部 P25)

健康福祉部

1 食の安全・安心の取組

食品衛生対策として、監視指導や検査体制の強化、事業者や消費者に対する啓発等を実施しているが、平成 22 年度には、県内で大規模な集団食中毒事件が発生しているので、事業者の自主衛生管理を積極的に支援するとともに、食品の試験検査等を更に充実させるなど、一層の食中毒予防対策を強化されたい。

また、食肉の生食についても他県において死亡事例が発生したことから、引き続き、事業者への監視指導を行うとともに、県民への周知にも努め、「食の安全・安心の確保」を図り、県民の健康被害が発生しないよう努められたい。
(健康福祉部 P30)

2 災害医療体制の再構築

三重県災害医療対応マニュアルは、平成 22 年 4 月 1 日より運用が開始されているが、東日本大震災の想定外の被災経験を踏まえて、地域防災計画や被害想定の見直しが行われることから、同マニュアルも必要な見直しをされたい。

また、これまで計画に沿った訓練等が実施されていない地域機関もあることから、計画の有効性を高めるために、実践的な訓練や必要な研修などを実施されたい。

(健康福祉部 P31)

3 障がい者の居住支援

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、グループホームやケアホームなどの施設整備の支援に取り組んでいるが、取組の指標である「グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数」の平成 22 年度末の目標数が 1,292 人であるところ、実績値が 1,064 人の現状である。

障がい者が自ら選択する多様なニーズに応えられるよう、引き続きグループホーム等への施設整備の支援に取り組むとともに、重度障がい者のケアホームへの移行支援も含め、幅広い“居住の場”の提供について、市町や関係部局などと連携して取り組まれない。

(健康福祉部 P31)

環境森林部

1 不法投棄事案等の監視・指導体制の強化

産業廃棄物不法投棄等の対応については、継続的に監視・指導体制を強化・充実し、その未然防止を図っているところであるが、がれき類、廃プラスチック等の不法投棄は依然として後を絶たない状況である。

県民の安全・安心の確保のため、より一層多様な主体と連携し、不法投棄の抑止力につながる監視・指導体制の強化等の取組を推進して新たな不法投棄の未然防止を行うとともに、早期発見・早期対応に取り組まれない。

また、依然として未撤去のまま放置されている事案についても、引き続き解決に向けた取組を推進されたい。

(環境森林部 P40)

2 鳥獣害対策

平成 21 年度に環境森林部と農水商工部で構成する「三重県獣害対策プロジェクト」を設置するとともに、各地域事務所に関係室等で構成する「地域獣害対策チーム」を設置し、農林業被害等の軽減と野生獣の適正な生息管理を組み合わせた総合的な獣害対策を実施することにより、「獣害につよい地域づくり」を進めているところである。

しかしながら、野生鳥獣による農林業被害は年々増加しており、また生活環境被害も発生しているため、今後も関係機関、市町と一層連携を図り、有害鳥獣捕獲等のより効果的な鳥獣害対策を推進されたい。

(環境森林部 P40)

農水商工部

1 高病原性鳥インフルエンザへの対応

平成 23 年 2 月に県内で高病原性鳥インフルエンザが 2 件発生したが、関係機関が連携し迅速な防疫措置をとったことで、他農場への広がりはなく終息した。

高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応については、業務内容が多岐にわたり、また市町や警察等も含め多くの機関に及んでいるため、今回の事案について課題等の検証を十分行い、今後の県内での発生に備えて、防疫・監視体制の強化やマニュアルの見直し、風評被害防止のための正しい知識の普及など、引き続き万全を期した取組の推進を

図られたい。

(農水商工部 P46)

2 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

県では、「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めているところであるが、食品の産地偽装などの問題が相次いだことや、生肉による食中毒事件の発生などにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にある。

今後も、先進的なGAP手法（農業生産工程管理の手法）の導入などにより、安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築を進めるなど、基本方針に基づく施策を一層推進されたい。

また、食の安全・安心に関する知識や情報などを消費者、生産者、食品産業事業者等に迅速かつ正確に伝達されたい。
(農水商工部 P46)

3 観光客満足度

平成 22 年度観光客実態調査における「観光客満足度」は、21 年度結果と比べ全体で 2.5 ポイント増加して 61.8%となったが、22 年度目標値 75.0%には達しなかった。

今後は、観光客実態調査等の分析結果を踏まえ、観光事業者、市町、県各部局などと更なる連携を行い、より魅力ある観光地づくりに取り組み、引き続き「観光客満足度」の向上に努められたい。
(農水商工部 P48)

県土整備部

1 土砂災害防止法に基づく特別警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等の指定について、22 年度に伊賀市、四日市市で指定を行っているが、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所のうち土砂災害警戒区域の指定は 627 箇所であり、また、土砂災害警戒区域のうち、特に危険とされる特別警戒区域の指定は 495 箇所となっている。

指定の前提となる基礎調査を行うための予算を平成 22 年度から大幅に増額して取り組んでいるが、全国に比べ区域指定が遅れている状況にあるので、引き続き基礎調査を進め危険箇所の把握を行い、危険性や区域指定の必要性について住民及び市町の理解を得て、早急に区域指定を実施されたい。
(県土整備部 P56)

2 河川整備の推進と堆積土砂対策

平成 18 年度に河川整備戦略を定め、治水対策に着目した優先度により、ハード対策・ソフト対策を実施していくこととしており、県第二次戦略計画においても堤防整備などのハード対策の推進や浸水想定区域図の提供などのソフト対策を進めてきた。

しかし、重要なソフト対策である水位情報周知河川の設定が、第二次戦略計画の目標に達していないので、引き続き、水位情報等の収集・分析等を行い、該当市町とも協議し、早期の設定を行われたい。

また、河川の堆積土砂対策についても、河川改修等の県事業や、河川堆積土砂撤去方針に基づく民間事業者の砂利採取で取り組んでいるが、防災上の観点から、危険箇所の

把握とその対応等について、市町等とも連携を図りながら、より一層取り組まれたい。
(県土整備部 P56)

3 違反屋外広告物の是正指導

違反屋外広告物については、平成 16 年度に県内一斉調査を行い把握した後、是正指導や新たな違反物件の把握に努めているが、22 年度末で 3,704 件の未是正物件がある。

23 年度からは、広告業者の更新登録時に是正計画書を提出させるなどの取組を実施しているが、さらに指導を徹底・強化し新たな発生防止と是正に努められたい。

(県土整備部 P57)

出納局

1 物品の適正管理

物品の適正管理について、各所属あて通知し、注意喚起を図っているところであるが、金品亡失（損傷）が平成 22 年度は前年度に比べて 6 件増加しており、187 件の発生と依然として多い状況である。

引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。
(出納局 P67)

企業庁

1 水力発電事業譲渡にかかる諸課題への対応

水力発電事業については、譲渡先である中部電力（株）と検討協議を重ねた結果、平成 23 年 8 月に譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等に関する基本的事項の合意書が締結されたところである。

今後は、23 年 3 月に締結された譲渡・譲受に向けての確認書等に示された地域貢献、設備、用地等の課題について、その対応方針に沿って関係部局等とともに着実な解決を図り、25 年 4 月からの段階的な譲渡を円滑に進められたい。

また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算手法等について、検討を進められたい。
(企業庁 P69)

2 施設の耐震化等の推進と企業庁各種防災計画の見直し

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるので、施設の耐震化等の推進を引き続き進められたい。

また、東日本大震災を踏まえて、国・県では、被害想定等の見直しが行われている。これらの動向を注視しながら、津波対策を含めた各種防災計画の必要な見直しを早急に進められたい。
(企業庁 P69)

病院事業庁

1 県立病院改革

県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが進められている。

病院の運営形態の変更にあって、健康福祉部との業務分担については、双方で十分な連携を保ち工程に沿って着実且つ遺漏のないよう進められたい。

運営形態変更後も診療行為に支障の出ない体制とすることに努められたい。

また、患者や地域の住民に対しても十分な情報提供を行われたい。

運営形態の変更に向け、総合医療センターについては、特定地方独立行政法人化に伴う財務上の課題について整理が進められているところである。今後は、志摩病院など3病院についても、累積欠損金や退職給与引当金等への対応はもとより、志摩病院の指定管理者制度移行にかかる退職給与金等の資金手当の課題についても検証し整理されたい。
(病院事業庁 P72)

教育委員会事務局

1 個人情報等の流出防止

県立学校においては教務手帳や答案用紙等の紛失、公立小中学校においてはパソコンの盗難等による、個人情報等の流失があった。

個人情報の管理について、すべての教職員に周知徹底を図り、自覚を促して、再発防止に努められたい。
(教育委員会事務局 P79)

2 学力及び体力の向上

「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」での平均正答率が、中学校の数学を除き、全国平均を下回る結果であり、また、「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、体力状況が全国と比較し低い結果となっており、両調査結果ともに平成 21 年度に引き続き全国平均を下回るものとなっている。

このため、今回の調査結果を分析し課題等を整理したうえで、市町教育委員会との連携を強化し、学力と体力の向上のため具体的な取組を強化されたい。

(教育委員会事務局 P79)

3 子どもの読書活動の推進

平成 21 年度に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し、子どもの読書活動を推進している。

22 年度において「家庭または図書館で普段（月～金）全く読書をしない県内児童生徒の割合」が、小学生では 22.0%、中学生では 37.3%であり、調査を始めた 19 年度以来、この状況が続いている。

こうした実態を踏まえ、現状の把握と分析を行い、市町等関係機関とも連携して、子どもの読書活動の推進に取り組まれたい。
(教育委員会事務局 P80)

警察本部

1 交通事故の発生抑止

平成 22 年の交通事故死者数は 135 人で、前年に比べ 23 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 2 位（都道府県別）で、21 年の全国ワースト第 10 位から悪化している。

今後は、従前の発生抑止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者死亡事故が多いことやシートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生抑止対策に一層取り組まれない。

(警察本部 P94)